

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年9月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800049号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800042号

第1 結論

平成25年11月1日から平成26年9月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年11月1日から平成26年9月1日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額は、実際に支給された給与額と比べて低額となっている。請求期間の給与支給明細書等を提出するので、請求期間について年金額に反映されるよう記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成26年6月度、7月度給与明細書及び事業所から提出された給与台帳(以下「給与明細書等資料」という。)により、請求者は、請求期間において請求者の主張どおり、オンライン記録を超える標準報酬月額59万円に見合う額(58万円)を事業主から支給されていたことが確認できる。

しかしながら、上述の給与明細書等資料から、請求者は、請求期間においてオンライン記録と一致する標準報酬月額34万円に見合う額(平成25年11月分から平成26年8月分までは、2万9,104円、平成26年9月分及び10月分は2万9,706円)の厚生年金保険料を事業主から源泉控除されていたことが確認できる。

また、A社は、請求期間において給与額どおりの届出を行っておらず、保険料控除及び納付については、オンライン記録を超える保険料控除及び納付はしていない旨回答等している。

さらに、日本年金機構が保管する請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得時の報酬月額は、34万円とされていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致することから、厚生年金特例法の対象に当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800041号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800043号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年2月1日から平成16年11月1日まで

A社に勤務していた期間について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっているため、正しい標準報酬月額に記録を見直し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、金融機関から提出された請求者に係る普通預金お取引照合表の振込額より、請求者は当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額をおおむね上回る給与が支払われていたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、請求期間当時の書類を保管していない旨回答している上、現在、同社の社会保険事務を取り扱っているB社の担当者は、A社における請求期間当時の厚生年金保険の取扱いについては不明である旨陳述していることから、請求者の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、複数の同僚に照会したものの、回答のあった同僚は、いずれも請求期間当時の給与明細書等を保管していない上、課税庁には請求期間当時の課税資料が保存されておらず、請求者は、給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間における給与支払額及び厚生年金保険料の控除額について確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。